

沖縄県教育委員会規則の一部改正（教育職員免許状に関する規則）

学校人事課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 規則の概要(教育職員免許状に関する規則)

教育職員の免許状について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正されたことから、関係する規則の規定を整理する。

3 改正の概要

- (1) 教育職員免許法第5条第1項を引用する様式の文言について整理する。
（第3号様式関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第3条、第8条から16条まで、第27条関係）
- (3) この規則は、令和元年12月14日から施行する。（附則）

4 公布日及び施行年月日

公 布 日 令和元年12月13日
施行年月日 令和元年12月14日

5 新旧対照表 別添参照

6 根拠法令 教育職員免許法第5条第1項

新旧対照表

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（免許状授与の出願）</p> <p>第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u>（外国人にあつては、住民票の写し。以下同じ。）</p> <p>(4)～(10)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第7条の2（略）</p> <p>（教育職員検定の出願）</p> <p>第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。</p> <p>(1) 免許法別表第3による場合</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>戸籍抄本</u></p> <p>エ～コ（略）</p> <p>(2) 免許法別表第4による場合</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>戸籍抄本</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（免許状授与の出願）</p> <p>第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>身分証明書</u>（市町村長の発行するもの（外国人にあつては、外国人登録済<u>証明書</u>に限る。以下同じ。）</p> <p>(4)～(10)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第4条～第7条の2（略）</p> <p>（教育職員検定の出願）</p> <p>第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。</p> <p>(1) 免許法別表第3による場合</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>身分証明書</u></p> <p>エ～コ（略）</p> <p>(2) 免許法別表第4による場合</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>身分証明書</u></p>

エ〜ク (略)

(3) 免許法別表第5による場合

ア・イ (略)

ウ 戸籍抄本

エ〜コ (略)

(4) 免許法別表第6による場合

ア・イ (略)

ウ 戸籍抄本

エ〜コ (略)

(5) 免許法別表第6の2による場合

ア・イ (略)

ウ 戸籍抄本

エ〜コ (略)

(6) 免許法別表第7による場合

ア・イ (略)

ウ 戸籍抄本

エ〜コ (略)

(7) 免許法別表第8による場合

ア・イ (略)

ウ 戸籍抄本

エ〜コ (略)

2〜4 (略)

第9条 免許法附則第9項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 戸籍抄本
- (4)〜(9) (略)

第9条の2 免許法附則第17項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる

エ〜ク (略)

(3) 免許法別表第5による場合

ア・イ (略)

ウ 身分証明書

エ〜コ (略)

(4) 免許法別表第6による場合

ア・イ (略)

ウ 身分証明書

エ〜コ (略)

(5) 免許法別表第6の2による場合

ア・イ (略)

ウ 身分証明書

エ〜コ (略)

(6) 免許法別表第7による場合

ア・イ (略)

ウ 身分証明書

エ〜コ (略)

(7) 免許法別表第8による場合

ア・イ (略)

ウ 身分証明書

エ〜コ (略)

2〜4 (略)

第9条 免許法附則第9項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 身分証明書
- (4)〜(9) (略)

第9条の2 免許法附則第17項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる

<p>書類を提出しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>第9条の3 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>書類を提出しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>身分証明書</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>第9条の3 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>身分証明書</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>
<p>第10条 施行法第2条の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。ただし、第5号及び第7号から第9号までに掲げる書類は、必要のある者に限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別免許状の出願等)</p> <p>第11条 免許法第5条第3項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(臨時免許状の出願)</p> <p>第12条 免許法第5条第6項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写し又は授与証明書の</p>	<p>第10条 施行法第2条の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。ただし、第5号及び第7号から第9号までに掲げる書類は、必要のある者に限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>身分証明書</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別免許状の出願等)</p> <p>第11条 免許法第5条第3項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>身分証明書</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(臨時免許状の出願)</p> <p>第12条 免許法第5条第6項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならぬ。ただし、普通免許状を有する者は、第1号から第3号まで、第7号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写し又は授与証明書の</p>

<p>みで足りる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条の2 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定（臨時免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者については、第1号から第3号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写しのみで足りる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与の出願)</p> <p>第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(外国において授与された免許状を有する者等の検定の出願)</p> <p>第15条 外国において授与された免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者で免許法第18条の規定により検定を受けようとするものについては、第10条の規定を準用する。</p> <p>(免許状交付の出願)</p>	<p>みで足りる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>身分証明書</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条の2 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定（臨時免許状に係るものに限る。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、普通免許状を有する者については、第1号から第3号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びにその免許状の写しのみで足りる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>身分証明書</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(特別支援学校自立教科の免許状の授与の出願)</p> <p>第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>身分証明書</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(外国において授与された免許状を有する者等の検定の出願)</p> <p>第15条 外国において授与された免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者で免許法第18条の規定により検定を受けようとするものについては、第10条の規定を準用する。</p> <p>(免許状交付の出願)</p>
--	---

<p>第16条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>身分証明書</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）、旧教員免許令（明治33年勅令第134号）又は旧幼稚園令（大正15年勅令第74号）（以下「旧令」という。）による教員免許状に記載された氏名又は本籍に変更がある場合は、前項各号に掲げる書類のほか、<u>戸籍抄本</u>を添付しなければならない。</p>	<p>第16条 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）、旧教員免許令（明治33年勅令第134号）又は旧幼稚園令（大正15年勅令第74号）（以下「旧令」という。）による教員免許状に記載された氏名又は本籍に変更がある場合は、前項各号に掲げる書類</p> <p>_____を添付しなければならない。</p>
<p>第17条～第26条 (略)</p> <p>(相当免許状を有しない非常勤講師の届出等)</p> <p>第27条 免許法第3条の2第2項の規定により相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に届け出なければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身分証明書</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第17条～第26条 (略)</p> <p>(相当免許状を有しない非常勤講師の届出等)</p> <p>第27条 免許法第3条の2第2項の規定により相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に届け出なければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>第28条～第37条 (略)</p> <p>第1号様式・第2号様式 (略)</p>	<p>第28条～第37条 (略)</p> <p>第1号様式・第2号様式 (略)</p>

第3号様式 (第3条—第15条関係)

宣 誓 書
<p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>
沖縄県教育委員会 殿
<p>備考</p> <p>教育職員免許法第5条第1項</p> <p>第3号 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

第4号様式～第24号様式 (略)

第3号様式 (第3条—第15条関係)

宣 誓 書
<p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>
沖縄県教育委員会 殿
<p>備考</p> <p>教育職員免許法第5条第1項</p> <p>第3号 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>第4号 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

第4号様式～第24号様式 (略)

参照条文

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

237 （略）